

議案第112号

反訴の提起について

次のとおり、債務不存在確認請求に対する反訴を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成23年 6月10日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 * * * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者は、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きよ工事について、他の事業者と共同して、不当な取引制限を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、これらの命令は、審判の請求がなされることなく確定した。

このため、本市は、被告となるべき者に、川崎市工事請負契約約款に基づき、不正行為に対する賠償金の支払請求をしたところ、被告となるべき者は、一部についてのみ納付をしたが、未納額の支払請求には応じず、本市に対し、賠償金の債務は存在しないことの確認の訴えを提起したため、被告となるべき者に対して賠償金の未納額の支払を求める反訴を提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成20年3月12日、末長地区下水枝線第14号工事（以下「本件工事1」という。）の一般競争入札を実施し、同月17日、被告となるべき者と工事請負契約を締結した。
- 2 本市は、平成20年11月17日、末長地区下水枝線第6号工事（以下「本件工事2」という。）の一般競争入札を実施し、同月25日、被告となるべき者と工事請負契約を締結した。
- 3 公正取引委員会は、平成20年3月12日から平成21年3月31日までの間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、被告となるべき者が他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する不当な取引制限を行ったとして、平成22年4月9日、被告となるべき者に、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、これらの命令は、同法に基づく審判の請求がなされるところなく確定した。
- 4 平成22年9月1日、本市は、被告となるべき者に、川崎市工事請負契約款に基づく不正行為に対する賠償金として、本件工事1に係る工事請負契約の最終請負金額の10分の2に相当する額17,175,900円を、本件工事2に係る工事請負契約の最終請負金額の10分の3に相当する額26,078,850円を同年11月30日までに支払うよう請求したところ、同年12月24日、一部についてのみ納付がなされた。
- 5 被告となるべき者は、賠償金の未納額の支払請求には応じず、平成23年1月28日、本市に対し、賠償金の債務は存在しないことの確認の訴えを提

起したため、被告となるべき者に対して賠償金の未納額の支払を求める反訴を提起するものである。